

○よくある質問衛生事項版(令和7年3月)

質問内容	回答
●添加物について	
<p>1 添加物へのアレルギー表示は必要か。</p>	<p>原則、原材料もしくは添加物として、重量割合順に記載をする必要がある。 ただし、添加物の場合で、食品の加工の際に使用されるが、 (1)完成前に除去されるもの、 (2)その食品に通常含まれる成分に変えられ、その量を明らかに増加されるものではないもの、 (3)食品に含まれる量が少なく、その成分による影響を食品に及ぼさないもの については、「加工助剤」として、記載が必要ないものもある。 また、食品の原材料に使用された添加物について、次のすべての条件に当てはまる場合は「キャリーオーバー」となり、表示が免除されます。 (1)食品の原材料の製造又は加工の過程において使用されるもの (2)当該食品の製造又は加工の過程において使用されないもの (3)当該食品中には、当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないもの</p> <p>ただし、アレルギーを含む物質であれば、加工助剤として添加物の表記がない場合であっても必ず記載が必要となる。</p>
<p>2 商品に添加物不使用の表示がしたい。</p>	<p>食品添加物の不使用表示に関するガイドラインを参考に表示してください。 詳しくはこちら</p>

●期限表示について	
<p>1 一括表示の外に表示する場合は、どのようにすれば良いか。</p>	<p>一括表示内に表示箇所を具体的に明記したうえで、別の箇所に表示することができます。 (一括表示内表記例: 枠外下部に表示、キャップに表示)</p>
<p>2 国産米と外国産米を混合した場合は、精米時期と輸入時期のどちらを書くべきか。</p>	<p>古い方の時期を記載する必要があります。</p>

●製造者名等について	
<p>1 製造者名等は屋号でも良いか。</p>	<p>製造者の氏名又は名称及び住所を記載する必要があります。法人でない場合は、屋号だけではなく、氏名まで記載する必要があります。 (氏名又は名称の記載例: ○○商店 代表者 ○○ ○○)</p>
<p>2 製造者名等の住所は地番まで必要か。</p>	<p>必要です。</p>
<p>3 販売者と製造者が異なる場合どのように記載したらよいか。 販売者: 食品表示の内容に責任を持つ者。 製造者: 食品を製造した者。</p>	<p>販売者、製造者が違う場合一括表示内には表示に責任を持つ販売者の情報を記載してください。製造者の情報に関しては一括表示の枠内、枠外どちらかに記載が必要となります。</p>

●その他

1	<p>詰め合わせの食品を販売する場合、すべての食品の表示が必要か。</p>	<p>【生鮮食品の場合】 詰め合わせた食品のそれぞれの原産地を表示する必要があります。</p> <p>【単なる詰め合わせ商品】 個別詰め合わせた食品ごとに外装に表示するのが原則です。ただし、詰め合わせた食品1つ1つに表示があり、外装からその表示が認識できる場合は改めて外装に表示する必要はありません。ただし、内部で表示が折れ曲がるなど、外部から容易かつ確実に確認できない状態になった際には、不適切な表示となる可能性があるため注意が必要です。</p> <p>【新たな独立した1つの商品】 (詰め合わせたものを全て使用して合わせて食することを意図した食品等(例:カップ麺、即席みそ汁、鍋セット等)) 全体を1つの食品とみなし、外装に一括表示するのが原則です。</p>
2	<p>対面販売で、表示が免除される項目はあるか。</p>	<p>客の注文に応じて弁当、惣菜をその場で容器に詰めて販売する行為は、食品表示基準における容器包装に入れられた加工食品の販売に該当せず、食品表示基準第40条に定める生食用牛肉の注意喚起表示を除き、食品表示基準に定められた表示は必要ありません。</p> <p>また、小売店等の店内で弁当、惣菜を調理し、容器包装に入れて販売する場合やバックヤードや店舗と同一敷地内の施設で調理し、容器包装に入れて販売する場合などは、製造又は加工をした者が消費者に直接品質等について説明できることから、原材料名、内容量、栄養成分の量及び熱量、原料原産地名、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示は必要はありません。</p>
3	<p>小売店で販売する寿司等の醤油やわさびの表示はどのようにすればよいか。</p>	<p>醤油やわさびの包装に食品表示がされており、外装の外側からその表示内容が確認できるのであれば外装に改めて表示する必要はありません。</p> <p>醤油やわさびの包装に食品表示がない場合は、添付醤油、添付わさびなどと表示が必要となります。</p>
4	<p>学校のバザーなどの行事で食品表示は必要?</p>	<p>注文を受けて盛り付けを行う場合、不要だが、クッキーやお弁当などあらかじめ包装を行うものについては必要です。野菜なども産地を記載する必要があります。</p>